



食品営業許可の申請、更新を予定されている皆様へ

営業施設は、立地する区域・地域に定められた法令等（都市計画法、建築基準法、各種条例等）に基づく土地利用上の制限（区域区分、用途地域、地区計画）に適合する必要があります。

食品営業許可の申請前に、営業施設の予定地が適切か、工事に伴う法令手続きが必要であるか等、必ず下記の『確認の流れ』によりご確認ください。

なお、食品衛生法の営業許可にかかわらず、上記法令等の規定に適合しない場合は、罰則規定の対象となりますのでご注意ください。

《 確認の流れ 》

① 立地場所の確認

区域区分

「市街化区域」と「市街化調整区域」があります。市街化調整区域は原則、建築行為の禁止や飲食店の営業が制限されています。

用途地域

12種類の用途地域があります。営業施設の内容により立地できない地域があります。

地区計画

地域により、さらに地区計画の制限があります。その場合、用途地域に加え、さらに厳しい建物用途の制限が定められている地域があります。

② 建築物の確認

建築物の
全体の状況

建築物の形態や設備の状況、営業階によっては、営業できない場合があります。例えば、不特定多数の人が出入りする店舗・集会場や、デイサービスなどの児童福祉施設等は、避難や防水など建築物全体に及び設備が必要になる場合があります。

③ 必要に応じた手続き

- ・新築に限らず、増築や用途の変更でも、建築基準法に基づく建築確認申請の手続きが必要となる場合があります。事前に建築士に相談してください。
- ・営業施設に屋外広告物（看板）を設置する場合、表示面積等により許可が必要になる場合がありますので、ご注意ください。

④ 事前相談

営業形態により個別に判断する必要があるため、相談の際には具体的な資料をお持ちください。

資料の一例

- ・営業内容
- ・施設の面積
- ・施設の場所
- ・建築物の情報（図面等）

上記の法令等に適合することを確認のうえ、
食品営業許可を申請してください。



食品営業許可にあたってのお願い

- ・工事の着工前に各担当課へご相談ください。
- ・新築あるいは用途を変更する場合でも、**立地場所によっては営業施設を建築できない、営業できない場合があります**のでご注意ください。
- ・建築確認申請が不要な場合でも、土地利用の制限は適用されますのでご注意ください。
- ・営業許可申請の前段階として、都市計画・建築・屋外広告物・排水等の確認が必要です。

《 よくある相談例 》

【例1】

（相談）住宅（用途地域が第一種低層住居専用地域）で喫茶店を計画している。

（回答）第一種低層住居専用地域において、喫茶店の単独の用途の建物は建築することができません。ただし、住宅の一部を利用し、兼用住宅として営業をする場合、喫茶店であれば面積に応じて建築することが可能です。

【例2】

（相談）市街化調整区域で一戸建て住宅を利用して店舗を計画している。

（回答）市街化調整区域では原則、用途変更はできません。また、店舗として新たに建築する場合には、立地基準に適合する内容のうえで、開発許可等が必要となります。

【例3】

（相談）空き家を利用し、改装やリフォームによって飲食店、喫茶店の営業を計画している。

（回答）建築確認申請が不要な増築、修繕、模様替えであっても、建物の用途など土地利用の制限は適用されます。よって、小規模な工事でも建築基準法違反となる場合がありますのでご注意ください。

《 お問い合わせ先 》

- ・区域区分、用途地域、地区計画の区域について
寒川町 都市計画課 ☎ 0467-37-5409
- ・市街化調整区域内の制限等について
平塚土木事務所 まちづくり推進課 ☎ 0463-45-3150 (代)
- ・建築基準法に係る建築物等の制限内容について
平塚土木事務所 建築指導課 ☎ 0463-45-3150 (代)
- ・屋外広告物の許可申請について
藤沢土木事務所 許認可指導課 ☎ 0466-26-2111 (代)
- ・公共下水道への汚水排水について
寒川町 下水道課 管理担当 ☎ 0467-37-5344
- ・道路側溝への汚水流入について
寒川町 道路課 管理担当 ☎ 0467-37-5309
- ・消防法及び火災予防条例について
茅ヶ崎市 消防本部 予防課 ☎ 0467-85-9943